

船舶事故調査報告書

令和2年3月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 佐藤 雄二（部会長）
委 員 田村 兼吉
委 員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和元年8月5日 06時00分～08時35分ごろの間）
発生場所	不明（神奈川県三浦市城ヶ島南方沖）
事故の概要	漁船恒丸は、出港した後、船長が落水して溺死した。 恒丸は、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和元年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者の意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 恒丸、0.9トン KN3-13400（漁船登録番号）、個人所有 5.33m (Lr) × 1.76m × 0.88m、FRP ガソリン機関（船外機）2基、14.49kW（合計）、平成3年4月 第235-25974号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	本船船長 男性 78歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年1月26日 免許証交付日 平成28年3月29日 (令和3年5月12日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好、気温 約28℃ 海象：うねり 波向南、波高約3m、潮汐 ほぼ高潮時、水温 約26℃ 日出時刻：04時53分ごろ
事故の経過	本船は、本船船長が1人で乗り組み、城ヶ島南方沖の漁場に前日夕刻に仕掛けた刺し網を揚網する目的で、令和元年8月5日04時30分ごろ、城ヶ島灘ヶ埼と三浦市三崎漁港の南防波堤との間を港外に向けて通過するところを、同防波堤の北側で揚網中の僚船船長に認められた。

	<p>別の僚船船長は、06時00分ごろ、自らの刺し網の揚網を終えて帰港の途中、城ヶ島^{あかぼね}赤羽根埼南西方沖を東進する本船を認め、本船が波間を航行していたので危ないと思い、赤羽根埼東南東方沖で停船した本船に近寄り、刺し網から漁獲物を外す作業を行っていた本船船長にうねり及び磯波が高いので帰港した方がよい旨の声を掛けたところ、本船船長から分かったという趣旨の応答があったので帰航の途についた。</p> <p>本船は、08時35分ごろ、城ヶ島南部の遊歩道を通行していた通行人により、赤羽根埼沖で転覆した状態で発見され、本船船長が所属する漁業協同組合（以下「本件組合」という。）に知らされた。</p> <p>本船船長は、08時42分ごろ本件組合担当者から海上保安庁に本事故の発生を通報された後、海上保安庁、警察、消防、本件組合の僚船等により捜索が行われた。</p> <p>本船は、12時10分ごろ、本件組合の僚船により三崎漁港にえい航された。</p> <p>本船船長は、6日13時00分ごろ海上保安庁の巡視船の潜水士によって赤羽根埼北西方の海底（水深約5m）で発見され、同巡視船の搭載艇によって三崎漁港に移送された後、14時13分ごろ搬送された病院で死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>僚船船長は、本事故後、本船船長の刺し網の所在を確認したところ、一部の刺し網及び浮きが見当たらなかったため、刺し網を揚網中に磯波を受け、落水したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>僚船船長は、本船が発見された際、刺し網が船首部のかんぬきに人為的に巻かれた状態で発見されたため、本船船長が、本事故当時、刺し網をかんぬきに巻き、根掛かりした刺し網を外す作業を行っていたのではないかと本事故後に思った。（写真1参照）</p> <div data-bbox="582 1473 1380 1825" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真1 本船</p> <p>僚船船長は、本船に揚網機等の機械がなく、本船船長が人力で刺し網を手繰り上げていたため、本事故当時、刺し網が根掛かりした場合、人力では揚網することが困難なため機関を種々に使用し、刺し網を引っばって根から外す作業中に磯波を受ければ転覆する危険がある</p>

	<p>と本事故後に思った。</p> <p>僚船船長は、ふだん、磯波が高く危険を感じた場合、後日揚網することとして帰航していたが、本船船長が、本事故当時、波が高まる状況で無理をして揚網を続けていたのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>僚船船長は、本事故の前日、城ヶ島付近の気象及び海象情報をインターネット等で確認し、本事故当日は波が高まる予報であることを知り、刺し網を波の影響が少ない三崎漁港内に仕掛けていた。</p> <p>本船船長は、若いころから刺し網漁に従事し、経験が豊富であった。</p> <p>本船船長は、本事故の前日、ふだんの様子と変わりなく、健康状態も良好に見えた。</p> <p>本船船長は、発見時、長袖シャツ、カッパのズボンを着用し、長靴を履き、携帯電話を所持せず、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船は、発見時、船体に衝突痕等の損傷はなかった。</p> <p>海図W1068（三崎港）によれば、赤羽根崎周辺の海域は水深が10数mから数mに急激に変化している。</p> <p>「波浪学のABC」（磯崎一郎著、平成18年株式会社成山堂書店発行）によれば、次のとおりである。</p> <p>沖合では碎波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくる場合には、水深と海底勾配に関係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻になって碎波します。これが、いわゆる磯波です。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船船長は、溺死した。</p> <p>本船は、うねりによる波高約3mの磯波が生じている状況下、06時00分ごろ本船船長が別の僚船船長と言葉を交わした後、08時35分ごろ本船が転覆した状態で発見されたことから、この間において、本船船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、本事故後、刺し網が船首部のかんぬきに人為的に巻かれた状態で発見されたこと及び仕掛けていた一部の刺し網等が見当たらなかったことから、本事故当時、本船船長が刺し網の揚網作業を行っていた際、磯波を受け、本船船長が落水した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、うねりによる波高約3mの磯波が生じている状況下、本船船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 浅水域付近においては、うねりがある場合、急激に高波となることがあるので、小型船舶は漂泊したり接近したりしないこと。・ 荒天が予想される場合、揚網作業を翌日以降にするなど、出港を控えること。・ 小型船舶では、救命胴衣を着用すること。・ 乗船中は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行し、常に身に付けておくこと。
--------------	--

付図1 事故発生場所概略図

